**第2期\_私立学校法の改正等を踏まえた寄附行為の変更認可申請手続きについて**

大阪府所轄の準学校法人におかれましては、以下の点にご留意のうえ、関係書類をご提出いただきますようお願いします。

■提出書類の不備について第1期では以下のような不備が多数ありました。

①新寄附行為と新旧比較表の新の内容が一致しない

②変更理由（様式28）が新旧比較表（様式27）の内容に即してない

③文言誤り

④書類の添付漏れ

⑤議事録に「軽微な変更について理事長に一任する」旨の記載が無い

（書類の補正が必要な場合、再度理事会の開催を行うことになります。）

ご提出の前には、**ダブルチェックなど必ず内容等を再確認**いただきますようお願いいたします。

特に①の誤りが非常に多く審査に支障をきたしております。

なお、提出書類の「変更の条項及び理由（様式28）」「変更条文新旧比較表（様式27）」につ

きましては、出来る限り大阪府の様式を使用いただきますようお願いします。

■提出期限について

　　（第2期）　令和2年2月20日（木）から2月28日（金）まで

**不備がある場合は、期限内に適正な申請があったとみなすことができないため、令和2年4月1日**

**施行ができない場合があります。**

なお、旧条文によらず、新条文は、大阪府所轄準学校法人用寄附行為作成例のとおりとする場合に限

り、様式27及び様式28は省略できることとします。その場合においては、申請書に「大阪府所轄準

学校法人用寄附行為作成例のとおり」と明記してください。

※あくまで、全文が作成例のとおりである場合に限ります。

そうでない場合において、様式27、様式28が添付されていないときは、書類不備により令和2年4月1日施行はできません。

よろしくお願いいたします。

様式等につきましては、大阪府ホームページに掲載しております。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/senkaku-site/r01_hokaisei.html>

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪府私学課　総務・専各振興グループ